

私立幼稚園 ※ をご利用の保護者の皆様へ 無償化制度開始に伴う給食費の一部補助事業について お知らせ

給食費の一部補助事業（副食費補足給付事業）について

各幼稚園で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費（主食以外のおかず等に該当する費用）」を補助する事業です。

対象となる世帯の子ども

- （１）生活保護受給世帯の子ども。
- （２）市民税所得割額が７７，１０１円未満（おおむね年収３６０万円未満相当）の世帯の子ども。

※市民税所得割額は所得（収入）と控除額によって決定するため、３６０万円は、目安の収入となります。

- （３）所得に関わらず、第３子以降の子ども。

※ただし、同一世帯に属する小学校３年生以下のきょうだいの中での多子算定となります。

例）同一世帯に小学校３年生、年長児、年中児の場合

年長児は第２子に該当するため、補助対象外。年中児は第３子に該当するため、補助対象となります。

同一世帯に小学校４年生、年長児、年中児の場合

年長児は第１子、年中児は第２子に該当するため、補助対象外となります。

補助上限額

「１食当たりの副食費」×「給食日数」

月額上限４，５００円（副食費のみ）で実際に保護者が負担した金額となります。

申請方法・時期

- ・１回目（４月～８月分）：９月頃
- ・２回目（９月～翌３月分）：２月頃

お通りの私立幼稚園を通じてのご案内となります。

支払方法・時期

- ・１回目（４月～８月分）：１１月頃
- ・２回目（９月～翌３月分）：翌５月頃

ご指定いただいた口座に支給となります。

※（本事業は、新制度に移行していない私立幼稚園が対象となります。）